

入院期間が180日を超える入院に係る 保険外併用療養費の算定について

	割合	1日目～180日目		割合	181日以降
入院費（保険診療分）	100%	保険診療分		85%	保険診療分
				15%	自費分 「2,794円(税込)/日」

1. 入院期間が180日越えて入院している場合、**181日目以降**は、入院基本料の**85%**が**保険診療扱い**となり、残りの**15%**を**自費の保険外併用療養費**として**1日につき 2,794円(税込)**をご負担いただきます。

2. 当院に入院する以前、3ヶ月以内に他の保険医療機関に同一傷病名で入院していた場合、入院機関は前医からの通算となります。

(例:同一傷病名で前医で60日間の入院後、退院。その後、3ヶ月以内に当院へ入院した場合
⇒1日目～120日目まで100%保険診療 121日目以降85%保険診療、15%自費診療)

3. 前医の退院から3ヶ月以上の間、いずれの保険医療機関にも入院することがなかった場合は、入院期間は通算されません。また、3ヶ月以上経過せずに入院した場合であっても異なる傷病名であれば、以前の入院期間は通算されません。

4. 難病や重症等の厚生労働大臣が定める状態等にある患者さまにつきましては、対象から除外されます。

